

名古屋栄養専門学校教育課程編成委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、名古屋栄養専門学校が、実践的かつ専門的な職業教育実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行ない、教育課程の編成に活かすことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 業界における人材の専門性の動向
- (2) 国又は地域の産業振興の方向性
- (3) 実務に必要な最新の知識・技術・技能
- (4) その他、教育課程の編成に関する事項

(委員)

第3条 委員会の委員は学校長及び学校長が指名する教職員の他、専攻分野に関する企業等の役職員から広く専任するものとし、少なくとも以下の①または②から1名、③から1名を委員に加えるものとする。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員
 - ② 専攻分野に関する学会や学術機関の有識者
 - ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は学校長とし、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(報酬)

第5条 委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員総数の過半数をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

附則

この規定は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。